

# 消費者機構日本ニュースレター

121号

## 《本号の目次》

1. 臨時総会報告／定款変更認証申請の主な内容
2. 消費者契約法改正、特商法改正の状況
3. 電子商取引等の準則パブコメへの意見提出報告
4. 全国の適格消費者団体（14 団体）のホームページ公表状況



## 1. 臨時総会報告／定款変更認証申請の主な内容

### 第 4 回 臨時総会報告 （2016 年 4 月 20 日）

本年 10 月 1 日の消費者裁判手続特例法の施行に併せ、当機構の特定適格消費者団体の認定申請を同日に行う予定です。認定にあたっては、被害回復関係業務を事業に明示的に追加するなど定款の変更が必要であること、東京都への定款変更の認証が 4 カ月程度かかり、通常総会での定款変更では 10 月 1 日に特定適格消費者団体の認定申請を行うことが困難であることから、臨時総会にて定款の一部変更を承認いただきました。第 4 回臨時総会の開催概要は以下のとおりです。

日 時：2016 年 4 月 20 日（水） 18 時 04 分から 18 時 18 分

場 所：主婦会館プラザエフ 5 階会議室

成立状況：出席表決権総数 105（実出席表決権数 10、委任状表決権数 1、書面表決権数 94）

※表決権総数 135 の過半数を大幅に超え、総会は成立

議 題：《審議事項》第 1 号議案 定款の一部変更の件

### 議事の経過の概要及び議決の結果

第 1 号議案は、出席表決権数の全ての賛成を得て、原案通り承認されました。

定款一部変更の主な事項は、次の通りです。

- ① 被害回復関係業務の追加
- ② 会員・役員の利益相反事項整備（被害回復関係業務追加のため）
- ③ 抛出品品不返還条項削除（他法人のトラブルに関し、都からの指導により）
- ④ 役員の任期規定変更（改選時の運営円滑化のため）
- ⑤ 理事会・常任理事会の権能事項整備（被害回復関係業務追加のため）
- ⑥ 理事会議決要件の変更（消契法・消費者裁判手続特例法の規定により）
- ⑦ 常任理事会の議事録規定の新設（被害回復関係業務追加のため）
- ⑧ 公告方法の追加（被害回復関係業務公告を HP で行うため）



## 2. 消費者契約法と特定商取引法の一部を改正する法律案 国会審議状況

今通常国会に上程されている消費者契約法と特定商取引法の一部を改正する法律案が、4月28日に開かれた衆議院消費者問題に関する特別委員会で、いずれも総員賛成で可決しました。

同特別委員会での特定商取引法改正案の審議では、中根康浩議員（民進党）から、「附則の『施行から5年後の見直し』では長すぎる。せいぜい3年では。」との質問がなされ、政府側からは「5年を経過しないと見直しできないというわけではない。必要が生じれば適切な対応をすることが前提。」との答弁がなされました。また、消費者契約法改正案の審議では、不実告知の重要事項の範囲が拡大されるものの、条文（※）から対象ケースがイメージしにくいことから、丸山穂高議員（おおさか維新）が「今回の改正でどのような事案が対象となるのか」と質問、政府側からは「①溝が減っていて危険と不実を言いタイヤを買わせる。②パソコンにウイルスが感染していると不実を言い対策ソフトを買わせる。③このままだと肌がボロボロになると不実を言い化粧品を買わせる。」といった具体例が説明されました。

また、同特別委員会においては、同時に両法案の附帯決議案も総員賛成で可決されました。附帯決議案の概要は下記のとおりで、両法の施行にあたり適切な措置を講ずべきよう求めています。

（※）前二号に掲げるもののほか、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情

### 【特定商取引法改正案に対する附帯決議案】

○「特定権利」制度が導入（※）されたが、それでもなお規制の隙間が生じた場合には、速やかな見直しを検討すること。

（※）訪問販売において唯一政令指定制が維持されていた権利部分に導入

○悪質事業者への対策として、国及び都道府県の執行体制の強化に向けた連携等の措置を講ずること。

○法執行を強化し、事業者による自主規制強化を促しても、引き続き高齢者等の被害が多発する場合には、勧誘規制の強化の検討を行うこと。

○通信販売の虚偽広告により誤認して契約したときの救済措置等を検討すること。

○状況に応じて本法施行後5年を待たず、適時適切な見直しを行うこと。 など

### 【消費者契約法改正案の附帯決議案】

○改正法案等の内容について、消費者・事業者、各種ADR機関、都道府県等への十分な周知。

○消費者委員会において今後の検討課題とされた勧誘要件の在り方、不利益事実の不告知、困惑類型の追加等の継続検討を行い、3年以内の必要な措置を講ずること。

○適格消費者団体及び特定適格消費者団体への財政・情報面（PIO-NET 配備等）支援。など

今後の両法案の審議スケジュールは、衆議院本会議での採択後、参議院で審議が行われ、今月中に成立する見込みとなっています。

## 3. 電子商取引等の準則パブコメへの意見提出報告

### ～「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案のパブコメへ意見を提出しました～

経済産業省は、今回13回目の改訂となる「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案に対する意見公募を平成28年3月24日～4月23日まで実施しました。

消費者機構日本としても、当該改訂案について第2ワーキング会議及び常任理事会で検討・確認を行い、下記の2点について支持する旨の意見書を取りまとめ、4月21日に提出しました。

**1. 「I-4 未成年者による意思表示」について**

支持する理由は次のとおりです。

本文の中で、未成年者が詐術を用いたものに当たるかは、未成年者が取引に入ることが想定されるような性質のものか否か、及び事業者が設定する未成年者か否かの確認のための画面上の表示が未成年者に対する警告の意味を認識させるに足る内容の表示となっているか、未成年者が取引に入る可能性の程度に応じて不実の入力により取引を困難にする年齢確認の仕組みとなっているか、といった記述が盛り込まれ、かつそれらを総合的に考慮して判断されると記載されている点や、(取り消すことができない(詐術に当たる)可能性のある例)に記載されている例示は、改訂案の本文に総合的に考慮して判断されると記載された内容にそぐわず、今回の改訂案ではその例示が本文の記載に合わせて削除されている点を評価しました。

**2. 「III-13 データ消失時の顧客に対する法的責任」について**

今回新規に追加された項目です。支持する理由は次のとおりです。

考え方の中で、顧客が消費者の場合について、消費者契約法第8条「事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効」に則った記載が盛り込まれている点を評価しました。

**4. 全国の適格消費者団体（14 団体）のホームページ公表情報（4 月 1 日～4 月 30 日分）**

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体（14 団体）のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

| 適格消費者団体名  | 公表情報(4月1日～4月30日)  |
|---|---|
| 《消費者支援ネット北海道》<br><a href="http://www.e-hocnet.info/index.php">http://www.e-hocnet.info/index.php</a>      | ※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。  |
| 《埼玉消費者被害をなくす会》<br><a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a> | ■4月8日：株式会社ピーシーデポコーポレーションから、「差止請求書」に対する回答書が届きました。<br><a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/160408_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/160408_01.html</a><br>■4月11日：消費者庁等の地方移転に関する「基本方針」に強く反対する意見書を提出しました。<br><a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/160411_01_01.pdf">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/160411_01_01.pdf</a> |
| 《消費者機構日本》<br><a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a>                                    | ※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。  |
| 《全国消費生活相談員協会》<br><a href="http://www.zenso.or.jp/">http://www.zenso.or.jp/</a>                            | ※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。  |

|   |   |
|---|---|
| <p>《消費者被害防止ネットワーク東海》<br/><a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a></p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4 月 5 日：48. 宝塚友の会に対する申入れ。<br/><a href="http://cnt.or.jp/information/2074.html">http://cnt.or.jp/information/2074.html</a></li> <li>■ 4 月 20 日：株式会社メディアハーツに対して、申入書を送付しました。<br/><a href="http://cnt.or.jp/information/2091.html">http://cnt.or.jp/information/2091.html</a></li> <li>■ 4 月 20 日：株式会社ブライド・トゥー・ビーに対して、再申入書を送付しました。<br/><a href="http://cnt.or.jp/information/2094.html">http://cnt.or.jp/information/2094.html</a></li> <li>■ 4 月 20 日：49. 株式会社アイディール・ライフに対する申入れ。<br/><a href="http://cnt.or.jp/information/2097.html">http://cnt.or.jp/information/2097.html</a></li> <li>■ 4 月 21 日：阪急電鉄株式会社歌劇事業部 宝塚支配人（宝塚友の会担当）より、回答書が届きました。<br/><a href="http://cnt.or.jp/information/2111.html">http://cnt.or.jp/information/2111.html</a></li> </ul>   |
| <p>《京都消費者契約ネットワーク》<br/><a href="http://kccn.jp/index.html">http://kccn.jp/index.html</a></p>  | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>   |
| <p>《消費者支援機構関西》<br/><a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a></p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4 月 14 日：インターネット宿泊予約会社のクーコム (株) の会員規約等について、「再申入れ」をしていましたが、回答がありました。<br/><a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000598">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000598</a></li> <li>■ 4 月 19 日：貸衣装会社 (株) V e a U と富久屋マネージメント (株) が、大阪地裁の間接強制決定を不服として、執行抗告を行っていましたが、大阪高裁は両社の執行抗告を棄却しました。<br/><a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000599">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000599</a></li> <li>■ 4 月 20 日：健康食品販売会社の佐々木食品工業 (株) 自然食研が販売する「しじみ習慣」の w e b 上の表記の差止を求め「再 申入れ兼再要請」を送付していましたが、回答がありました。<br/><a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000605">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000605</a></li> <li>■ 4 月 27 日：プロバイダサービス「i S m a r t 接続 - F ひかり」を運営する (株) フォーバルテレコムに対して「要請 (その 3) 兼お問い合わせ (その 4)」を送付しました。<br/><a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000603">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000603</a></li> <li>■ 4 月 27 日：結婚相手紹介サービスを運営する (株) A I Z E N に対して、契約書の中途解約条項について「申入れ (その 4) 兼お問い合わせ (その 4)」を送付しました。<br/><a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000601">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000601</a></li> </ul> |
| <p>《ひょうご消費者ネット》<br/><a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a></p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4 月 1 日：株式会社ベルカディアに対して消費者契約法第 4 1 条第 1 項に基づく請求書を送付しました。<br/><a href="http://hyogo-c-net.com/pdf/160401_montbell_41jou.pdf">http://hyogo-c-net.com/pdf/160401_montbell_41jou.pdf</a></li> <li>■ 4 月 7 日：株式会社ベルカディアから回答書が届きました。<br/><a href="http://hyogo-c-net.com/pdf/160407_montbell.pdf">http://hyogo-c-net.com/pdf/160407_montbell.pdf</a></li> </ul>   |
| <p>《消費者ネットおかやま》<br/><a href="http://okayama-con.net/">http://okayama-con.net/</a></p>         | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>   |
| <p>《消費者ネット広島》<br/><a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a></p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| 《消費者支援機構福岡》<br><a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a>  | ※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。 |
| 《大分県消費者問題ネットワーク》<br><a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a>                                       | ※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。 |
| 《消費者支援ネットくまもと》<br><a href="http://www.net-kuma.com/">http://www.net-kuma.com/</a>   | ※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。 |
| 《佐賀消費者フォーラム》<br><a href="http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html">http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</a> | ※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。 |



適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人:和田寿昭 編集責任者:磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077